一般社団法人福島県薬剤師会　無菌調剤室の共同利用に係る契約書

一般社団法人福島県薬剤師会（以下「甲」という。）と、　　　　　　　　　　　　　　　　　（以下「乙」という。）は、乙において調剤に従事する薬剤師（以下「乙の薬剤師」という。）が甲の会営薬局（以下「ほうらい薬局」という。）の無菌調剤室を共同利用する場合について、次のとおり契約を締結する。

（指針の策定等）

第１条　乙は、無菌調剤室を共同利用する場合には、甲の協力を得て、事前に指針を策定するとともに、共同利用する乙の薬剤師に、甲が実施する無菌調剤室共同利用研修会（講義・実技・実地）を受講させなければならない。

２　前項の研修に加えて、乙は、乙の薬剤師に対して無菌調剤に関する研修を継続して受講させるように努めなければならない。

３ 第１項及び第２項に規定する指針の策定及び研修の実施について、甲は乙に協力しなければならない。

（届出）

第２条　乙は、無菌調剤室を共同利用する場合には、薬機法等で定める別紙様式を保健所長または東北厚生局長に届け出なければならない。

２　前項の場合、甲は、乙に無菌調剤室の平面図を提供するものとする。

（共同利用）

第３条　乙の薬剤師が無菌調剤室を共同利用するにあたっては、甲の定める「無菌調剤室共同利用に関する規程」及び「無菌調剤室共同利用の手引き」に従ってこれを行わなければならない。

２　乙の薬剤師が利用できる甲の設備は、無菌調剤室及び無菌調剤処理に必要な器具、機材等のみに限るものとする。

３　乙の薬剤師は、ほうらい薬局の管理者が保健衛生上支障を生ずるおそれがないように行う監督・指導に従わなければならない。

４　乙は、乙の薬剤師が利用中に施設等を破損した場合、当該損害を賠償しなければならない。

５　利用時間は原則として土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日を除く、平日の10時00分から17時00分までとする。

（事故等の報告）

第４条　乙の薬剤師は、無菌調剤室を利用した無菌調剤処理に係る事故等が発生した場合には、速やかにほうらい薬局及び乙の管理者に報告をし、事後処理に当たらなければならない。

２　前項の場合、ほうらい薬局及び乙の管理者は、甲が定めた手順により、甲に報告をしなければならない。

（責任）

第５条　ほうらい薬局において行った無菌調剤処理を含め、処方箋に基づいてなされた調剤の責任については、一義的に乙が負うものとする。

（器具等の管理）

第６条　ほうらい薬局の管理者は、無菌調剤室及び無菌調剤室内で行う無菌調剤処理に必要な器具、機材等を管理しなければならない。

（利用料）

第７条　無菌調剤室を共同利用する場合の利用料は、「一般社団法人福島県薬剤師会　無菌調剤室共同利用に関する規程」に定めるとおりとする。

２　乙は共同利用するほうらい薬局の無菌調剤室の維持管理のための費用として年額10,000円を負担する。

３　共同利用にあたり、「事前研修」及び「立会い」を必要とする場合、別途費用を負担する。

（契約期間）

第８条 　この契約の期間は、契約締結の日からその年度の３月３１日までとする。

２　契約期間満了の１箇月前までに、甲又は乙が相手方に対して意思表示をしないときは、更に１年間契約を自動的に更新するものとし、以後も同様とする。

（契約の取消）

第９条　甲は、乙が本契約に定める事項を遵守する義務を履行しない場合、この契約を取り消すことができる。

（疑義の解決方法）

第１０条　この契約に定めなき事項については、その都度、甲乙にて協議し定めるものとする。

この契約の締結を証するため本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自１通を保有する。

令和　 年 月 日

 甲

薬　局　名　　ほうらい薬局

住　　　所　　福島県福島市蓬莱町二丁目２番２号

開設者名　　一般社団法人福島県薬剤師会　　会　長　　町野　紳　㊞

開設者住所　　福島県福島市蓬莱町二丁目２番２号

　　乙

薬　局　名

住　　　所

開設者名　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

開設者住所